額が当該電気通信役務の提供に用いるＳＩＭカード（第二十三条の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額）

イ　第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）　第二十三条の九の三に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四条第二項第三号に規定する部分に係る接続料

ロ　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（当該電気通信事業者から当該卸電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）　当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から提供される卸電気通信役務に係るＳＩＭカードの料金

三　電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の額として総務大臣が別に告示する額（当該工事が行われた場合に限る。）

四　［略］

五　［略］

（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準）

第二十二条の二の十五　法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。）について、千分の七とする。

［２・３　略］

（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準）

第二十二条の二の十五　法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービス（移動端末設備（携帯電話、ＰＨＳ端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この項において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。）を提供する電気通信事業者（基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。）について、千分の七とする。

［２・３　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項第五号の認定を受けている電気通信役務は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二条の二の七第一項第五号の認定を受けたものとみなす。

3　新施行規則第二十二条の二の九第二号の規定は、施行日以後に締結される電気通信役務の提供に関する契約について適用する。

○法務省令第三十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第四条第三号の規定に基づき、保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月九日　　法務大臣　山下　貴司